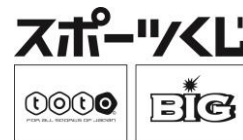


平成 29 年度スポーツ少年団認定員養成講習会
兼 スポーツリーダー養成講習会開催要項



1 目 的

本講習会は、「公益財団法人日本体育協会公認スポーツ指導者制度」に基づき、地域住民のスポーツの生活化・定着化を促進するためのスポーツ指導者をサポートする「スポーツリーダー」の養成を目的として、公益財団法人日本体育協会日本スポーツ少年団との共催により開催する。

併せて、「日本スポーツ少年団指導者制度」に基づき、地域・市町村においてスポーツ少年団の育成・指導にあたる「スポーツ少年団認定員」養成講習会を兼ねて実施する。

2 主 催

公益財団法人日本体育協会日本スポーツ少年団
公益財団法人熊本県体育協会熊本県スポーツ少年団

3 後 援

スポーツ庁

4 期 日

平成 29 年 10 月 21 日(土) ～ 10 月 22 日(日)

5 会 場

植木文化センター 多目的ホール (〒861-0136 熊本県熊本市北区植木町岩野 238-1)

6 参加条件

- (1) 平成 29 年度熊本県スポーツ少年団登録指導者
 - (2) 次年度にスポーツ少年団登録をする者
 - (3) ジュニアを対象にスポーツ指導を行っている者
- ※20 歳以上であれば、保護者等のスポーツ少年団に携わる方も受講可。

7 参加人数 (定員)

100 名 ※今年度スポーツ少年団に登録している指導者を優先する。

8 講義科目及び実施方法

(1) 講義科目

第 1 章 スポーツ少年団の理念とその意義	第 7 章 スポーツ指導者に必要な医学的知識
第 2 章 スポーツ少年団の組織と運営	第 8 章 スポーツと栄養
第 3 章 運動適性テスト	第 9 章 指導計画と安全管理
第 4 章 指導者の役割 I	第 10 章 ジュニア期のスポーツ
第 5 章 文化としてのスポーツ	第 11 章 地域におけるスポーツ振興
第 6 章 トレーニング論 I	

(2) 実施方法：自宅学習および集合講習を実施する。(自宅学習の提出はなし。)

9 検定試験および資格認定

- (1) 検定試験を 2 日間の集合講習終了後(10 月 22 日)に実施する。
- (2) 本講習会の全課程を修了し、検定試験合格者に対して、熊本県スポーツ少年団が日本スポーツ少年団の名において、日本スポーツ少年団指導者制度に基づく「スポーツ少年団認定員」として認定し、認定証、認定員章、指導必携書を交付する。併せて「公益財団法人日本体育協会公認スポーツリーダー」資格を付与する。(※スポーツ少年団認定員資格は、日本体育協会公認スポーツ指導者資格共通科目 I の免除対象となる。)
- (3) スポーツ少年団未登録の受講者に対しては、次年度のスポーツ少年団指導者登録を確認できた場合のみ、資格認定を行う。

10 教 材

- (1) 公益財団法人日本体育協会日本スポーツ少年団が発行する平成29年度版の『スポーツリーダー兼スポーツ少年団認定員養成テキスト及びワークブック』を使用する。
- (2) 9月下旬に、本人あて送付する。

11 日 程

- (1) 10月21日(土) (9時開場)

9:00～	9:15	受付
9:15～	9:30	オリエンテーション
9:30～	12:00	講義(午前)
12:00～	13:00	昼休憩
13:00～	17:00	講義(午後)
- (2) 10月22日(日) (9時開場)

9:00～	12:00	講義(午前)
12:00～	12:30	情報提供 大塚製薬株式会社
12:30～	13:00	休憩(15分) / 試験準備、アナウンス(15分)
13:00～	14:00	検定試験

12 受講申込

別紙「受講申込書」を9月15日(金)までに下記あて申し込み

公益財団法人熊本県体育協会熊本県スポーツ少年団(担当/下舞)あて
 郵送: 〒861-8012 熊本市東区平山町 2776 県民総合運動公園陸上競技場内
 FAX: 096-388-1584
 メール: main@kumamoto-sports.or.jp

13 受講料

- (1) 1人3,500円(教材費含む)を9月15日(金)までに下記本会指定口座に納入

肥後銀行	県庁支店	普通預金	1599997
公益財団法人熊本県体育協会 事務局長 高野 寛志(たかの ひろし)			
- (2) 参加申込締切日(平成29年9月15日)以降はいかなる理由であっても、受講料の返金はいきませんので、予め御了承ください。

14 その他

- (1) 筆記具、昼食は、各自で準備すること。また、事前に送付するテキスト・ワークブックは、当日持参すること。
- (2) 本講習会は、2日間受講すること。(遅刻早退は認められません。)
- (3) 本年度スポーツ少年団登録指導者で、日本体育協会公認スポーツ指導者資格(スポーツリーダー、日本サッカー協会 A,B,C 級コーチ含む)保有者(期限有効のみ)の方は、本講習会の受講を免除できますので、スポーツ少年団認定員資格の取得を希望する場合は、事務局あて御連絡ください。(申請様式は本会ホームページ「お知らせ欄」に掲載)
- (4) **日本スポーツ少年団登録規定の改定により、平成27年度以降、「1つの単位団に2名以上の有資格指導者(日本スポーツ少年団認定員または認定育成員)の登録が必須」となりましたので、本講習会に参加のうえ、資格取得をお願いします。**